

奈良市市民農園開設補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の生産緑地において市民農園を開設する者に対し、その整備費用の一部を補助する奈良市市民農園開設補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付のために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、都市農業の安定的な継続と発展を図るため、農業従事者の高齢化等により営農に支障が生じている市内の生産緑地において、農地の活用と保全が可能になり、市民の農業への理解促進へとつながる市民農園の開設を支援することを目的とする。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 市内の生産緑地を所有し、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）（以下、「特定農地貸付法」という。）での手続き（特定農地貸付け）により市民農園を開設する者
- (2) 市内の生産緑地を所有している者から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）（以下、「都市農地貸借法」という。）での手続き（特定都市農地貸付け）により土地の賃借（使用賃借）権等の設定を受け、市民農園を開設する者（地方公共団体及び農業協同組合を除く）

(補助対象市民農園の要件)

第4条 補助対象となる市民農園（以下、「補助対象市民農園」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の生産緑地において開設される市民農園であること。
- (2) 特定農地貸付法又は都市農地貸借法での手続きにより開設される市民農園であること。
- (3) 市農業委員会による特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの承認を受けた日から1年以内に開設される市民農園であること。

- (4) 区画を複数（2区画以上）設けること。
- (5) 一区画あたりの面積は10a未満とすること。
- (6) 市民農園として5年以上その用に供することができること。
- (7) 市が利用者等に向けて市民農園の情報を公表することに同意すること。
- (8) 近隣の農地及び住民の迷惑となるおそれがないこと。
- (9) その他、特定農地貸付けによる市民農園の要件を満たすこと。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象市民農園を整備するために実施し、交付申請年度の2月末日までに完了される整備事業とする。

（補助事業対象経費）

第6条 前条に要する経費は次に掲げるものとする。

- (1) 整地費
- (2) 区画割費（通路を含む。）
- (3) 案内板設置費
- (4) 備付農機具
- (5) 農機具庫
- (6) 上水道引込み工事費
- (7) 排水工事費
- (8) 給水設備（水道、手洗い場等）
- (9) トイレ
- (10) 休憩施設
- (11) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、市予算の範囲内において、前条における補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、300,000円を上限とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助対象者が本則課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税分は補助対象外とする。
- 4 過年度で交付を受けた補助対象市民農園について、市民農園の拡張等の理由により、その地続きの農地で実施する補助対象事業を申請する場合は、補助金の額の上限を150,000円とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、市に事前相談の上、補助金等交付申請書(規則別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、申請の時点で特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの承認がある場合は、第3号及び第4号に掲げる書類について、次条第1項第4号から第6号に代えることができる。

- (1) 奈良市市民農園開設補助金事業計画書(様式第1号)
 - (2) 見積書、カタログ、パンフレット等の補助対象事業の内容及び金額が明記されている書類(写しでも可)
 - (3) 貸付規程案
 - (4) 貸付協定案又は協定案
 - (5) 補助対象市民農園を開設する農地にかかる登記事項証明書(全部事項証明書)
 - (6) 消費税チェックシート(様式第2号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一補助対象者による補助金交付申請は、一年度につき1回限り、また一補助対象市民農園につき1回限りとする。
- 3 補助対象者は、規則第7条に定める交付の決定を受けた後、奈良市市民農園開設補助金事業計画書(様式第1号)について変更をしようとするときは、あらかじめ市に申し出るものとする。

(実績報告書)

第9条 補助対象事業が完了したときは、補助対象者は補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 奈良市市民農園開設補助金事業報告書(様式第3号)
 - (2) 完成写真
 - (3) 経費の支払に係る証憑書類
 - (4) 市農業委員会による特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けの承認を受けたことが分かる書類の写し
 - (5) 貸付規定の写し
 - (6) 貸付協定又は協定の写し
- 2 実績報告書類の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して1箇月経過した日又は申請年度の3月15日のいずれか早い日(ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年度奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までとする。

(書類の保管)

第10条 補助対象者は、補助金交付に関する書類等を整備し、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

- 2 補助対象者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(財産の管理および処分制限)

第11条 補助対象者は、補助金により購入した以下の物品等について、財産管理台帳(様式第4号)を作成し、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条第1項又は第3条第1項による耐用年数が経過するまでの間、保管しておかなければならない。

- (1) 案内板
- (2) 備付農機具
- (3) 農機具庫
- (4) 給水設備(水道、手洗い場等)
- (5) トイレ
- (6) 休憩施設
- (7) 前号に掲げるもののほか、補助事業により購入した物品等

- 2 補助対象者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 補助対象者は、第1項に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、補助金の交付の目的を達成している場合又は当該財産の耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(適正な執行の確保)

第12条 補助対象者は、実績報告書の提出日以降に補助対象市民農園を開設する場合は、開設が完了した際にその旨を市に届け出なければならない。

- 2 補助対象者は、補助対象市民農園を開設日から5年以上経過した後に閉園する場合は、市に届け出なければならない。
- 3 補助対象者は、補助対象市民農園を開設日から5年以上経過する前に閉園する場合は、市の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものと

する。

附 則

この要領は、令和6年6月21日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行し、改正後の奈良市市民農園開設補助金交付要領の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。